

アフリカ豚コレラ（ASF）防疫管理強化推進

-「アフリカ豚コレラ緊急行動指針（SOP）」の改正-

URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE88JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY2OCUyRjMyMDk5MyUyRmFydGNsVmIldy5kbyUzRg%3D%3D>

（以下、機械翻訳などによる仮訳）

【主要内容】

- ◇ アフリカ豚コレラ（ASF）防疫過程で明らかになった不備を補完し、実際の発生時の防疫措置等を反映して「アフリカ豚コレラ（ASF）緊急行動指針（SOP）」を改正

【主な改正内容】

- 国内発生時の食品残渣の移動制限措置の根拠を用意（第2章3条）
- 発生時殺処分範囲の調整（第3章6条）
- 野生イノシシでの発生時に防疫措置を用意（第3章20条）
- と畜場と動物園での発生時に防疫措置を用意（第3章21条）
- 殺処分などの参加者の予防教育と心理支援を用意（第3章22条）

【内容】

農林畜産食品部（以下「農食品部」、長官イ・ゲホ）は現場においてアフリカ豚コレラへの迅速かつ徹底した防疫管理が行われるように「アフリカ豚コレラ（ASF）緊急行動指針（SOP）」を改正（7月22日）した。

これまでの関係機関や専門家からの意見を通じて、アフリカ豚コレラ（ASF）防疫過程で明らかになった制度的不備を補完し、実際の発生時の防疫措置等を反映して SOP 改正案を用意した。

*関係省庁、自治体など改正要望調査(5~6月)、検疫本部、学術界などの関係専門家検討会(6.25)、関係部署・関係機関の最終的意見取りまとめ(7.4~7.11)

今回改正された「アフリカ豚コレラ緊急行動指針（SOP）」の主な改正内容は、次のとおりである。

- 国内発生時の食品残渣の移動制限措置の根拠を用意（第2章3条）
 - アフリカ豚コレラが国内に発生した場合、食品残渣のすべての豚農場への移動を制限するための命令（移動制限命令）措置の根拠を用意
- *家畜伝染病予防法第52条の規定により1種家畜伝染病が発生した際、農食品部長官（又は検疫本部長）の緊急措置（第19条の規定による汚染の恐れのある物品の移動制限）が可能となる
- 発生時の殺処分範囲の調整（第3章6条）
 - アフリカ豚コレラの拡散防止のために発生農場と発生農場から500m以内（管理区域）の農場（の豚）を直ちに殺処分

*現在は、アフリカ豚コレラ発生農場は、直ちに殺処分し、500m 以内の農場は検疫本部長の要請がある場合、市・郡で殺処分決定

○ 野生イノシシでの発生時に防疫措置を用意（第3章20条）

- アフリカ豚コレラの野生イノシシ発生時に、野生イノシシ防疫帯内の農場予察、消毒及び統制警戒所設置、危険農場*の予防的殺処分などの措置事項を用意

*疫学関連農場（感染した野生イノシシが出入りしていた農場など）など

**ベルギーでは、野生イノシシの ASF 発生に応じて、近隣の感染の恐れのある農場を予防的殺処分

○ と畜場と動物園での発生時の防疫措置を用意（第3章21条）

- と畜場での発生時、と畜場の閉鎖と消毒措置、係留中の家畜殺処分と保管中の枝肉廃棄、出荷農場の追跡・検査等の措置事項を用意

*動物園での発生時、動物園開放の中断、展示動物の毎日予察、消毒など

○ 殺処分などの参加者への予防教育と心理支援を用意（第3章22条）- 家畜殺処分投入人員などに対する予防教育と心理支援方法用意

*心のケア健康ガイド、身体的・心理的サポートのチェックリスト用意

○ その他補完事項

- アフリカ豚コレラ担当家畜防疫官の指定（第3章3条）、関連省庁の防疫に関する任務と役割の明確化（第3章5条）、一時移動中止対象（家畜→豚）と発令権者、時点と適用範囲の明確化（第1章、第3章5条）など

※改正全文は、農林畜産食品部のホームページで確認可能

農食品部は今後、「アフリカ豚コレラの国内流入防止と流入しても、早期に遮断することができるよう、アフリカ豚コレラ防疫業務推進の過程で補完と改善が必要な部分を継続的に発掘し整備していく計画である」と明らかにした。